

第8次埼玉県地域保健医療計画について

第8次埼玉県地域保健医療計画について

計画期間

令和6～令和11年度(2024～2029年度)

目指すべき姿

誰もが安心して子供を産み育てることができる環境づくりを推進するため、将来を見据え、限られた医療資源を有効に生かしながら、身近な場所での出産から高度で専門的な医療まで、分娩のリスクに応じた安全な医療を継続的に提供できる周産期医療体制を整備します。

第8次埼玉県地域保健医療計画について

指 標

母体・新生児搬送コーディネーターの母体搬送調整で4回以上の受入照会を行った割合

現状値 **18.7%** → 目標値 **15.0%**

(令和4年度(2022年度)) (令和11年度(2029年度))

NICU・GCU長期(1年以上)入院児数

現状値 **7人** → 目標値 **0人**(医療の必要性から入院が不可欠な児を除く)

(令和4年度(2022年度)) (令和11年度(2029年度))

主な取組

ハイリスク分娩への対応

- ・救命措置が必要な妊産婦の受入体制の確保
- ・ハイリスク妊産婦又は新生児の搬送調整体制の確保
- ・近隣都県との連携体制の充実
- ・周産期母子医療センターの整備、運営支援による周産期医療体制の充実
- ・ICTを活用した分娩取扱施設に対する支援
- ・小児在宅医療の推進
- ・産科医と精神科医の連携体制の構築

継続的な周産期医療体制の確保

- ・周産期医療に携わる医療人材の確保・育成
- ・助産師、看護師の職能向上による医師の負担軽減
- ・分娩取扱施設に対する支援
- ・地域の実情に応じた医療資源の集約化・重点化の検討
- ・産科医と精神科医の連携体制の構築(再掲)

災害時等における周産期医療体制の整備

- ・災害時小児周産期リエゾンの養成
- ・災害時における地域の周産期医療ネットワークの構築
- ・近隣都県との連携体制の充実(再掲)

取組における主な事業

ハイリスク分娩への対応

➤ 母体救命コントロールセンター運営事業

産後の大量出血等で救命処置が必要となった妊産婦の受入れ又は受入先の手配を行う。

〔令和5年度受入実績〕 67人

➤ 母体・新生児搬送コーディネーター事業

転院が必要となったハイリスクな妊産婦や新生児を、高次医療機関へ転院搬送するための調整を行う。

※東京都とはR2年度に県域を超えた周産期搬送体制に係る協定を締結。

〔令和5年度実績〕 母体調整 304人 新生児調整 48人

➤ 周産期医療施設運営費補助金

周産期母子医療センターで周産期部門の安定的な運営を確保するため、運営費の一部補助を行う。

〔令和5年度補助実績〕 10施設 62,882千円

➤ 地域療育支援施設運営費補助事業・日中一時支援事業

NICU入院児の在宅療養移行促進のため、在宅移行へのトレーニングや退院児の一時受け入れを行う。

〔令和5年度実績〕 地域療育支援利用日数 延べ211日、日中一時支援利用日数 延べ224日

➤ 小児在宅医療推進事業

医師、看護師、介護職員等を対象に小児在宅医療に関する研修を行い、担い手拡大につなげる。

〔令和5年度実績〕 研修会・講習会 計11回開催

➤ 遠隔妊産婦モニタリング設備を活用した産科医療体制整備事業

北部・秩父地域などの一般産科に入院する妊婦の分娩監視装置のデータを遠隔地から参照し、一般産科の判断を支援する基幹病院に運営費の一部補助を行う。

〔令和5年度実績〕 一般産科からの接続回数 延べ 1,865回

取組における主な事業

継続的な周産期医療体制の確保

➤ **産科医等手当支給支援事業**

分娩を取り扱う医師等に分娩手当を支給する医療機関等に対し、その一部(1/3)を補助する。
〔令和5年度支給実績〕 37医療機関 37,188千円(補助対象支給件数 10,900件)

➤ **新生児救急担当医手当支給支援事業**

新生児医療を担う医師の処遇改善を図るため、NICUを利用する新生児の診療を担う小児科医に対する手当の一部(1/3)を補助する。
〔令和5年度支給実績〕 4医療機関 3,440千円(補助対象支給件数 1,091件)

➤ **医学生・研修医誘導定着促進事業**

県内における医師数の増加を図るとともに、医師の診療科偏在及び地域偏在を解消するため、医学生や臨床研修医等に奨学金及び研修資金を貸与する。

〔令和5年度新規貸与実績〕

- ・県外医学生奨学金貸与者:9人
- ・地域枠医学生奨学金貸与者:43人
- ・臨床研修資金貸与者:2人
- ・後期研修資金貸与者:10人

➤ **精神疾患合併妊婦受入促進事業**

一般産科医療機関における精神科医の派遣受入経費を支援する。
令和3年度から事業開始、令和5年度までに5医療機関に補助を行った。

取組における主な事業

災害時等における小児周産期体制の整備

▶ 災害時小児周産期医療体制等整備事業

災害時に小児及び小児患者に適切な医療が提供できるよう災害時小児周産期リエゾンを養成。
災害時には、県からの要請に応じて、県庁の保健医療調整本部や自施設などにおいて、小児・周産期医療に係る情報収集や搬送調整などの助言・支援を行う
〔R6.4現在〕埼玉県災害時小児周産期リエゾン 本部リエゾン22名、地域リエゾン58名

令和6年度大規模地震時医療活動訓練

令和元年以来の開催となる大規模地震時医療活動訓練には本部リエゾン5名が参加。

新PEACE等のシステムも利用し、各所からの調整依頼等に関係各所と連携しながら対応

